平成29年5月八戸市議会臨時会

提出議案

5 月市議会臨時会に付議すべき事件

議案第85号	八戸市中央駐車場・公用車車庫解体工事請負の一部 変更契約の締結について	 3
議案第86号	土地の買入れについて	 5
議案第87号	処分事件の報告及びその承認を求めることについて (平成28年度八戸市一般会計補正予算の処分)	 7
議案第88号	処分事件の報告及びその承認を求めることについて (八戸市市税条例の一部を改正する条例の制定の 処分)	 9
議案第89号	処分事件の報告及びその承認を求めることについて (八戸市非常勤消防団員等公務災害補償条例の一 部を改正する条例の制定の処分)	 21
議案第90号	処分事件の報告及びその承認を求めることについて (中部第10幹線下水道整備工事(五工区)請負の 一部変更契約の締結の処分)	 25
議案第91号	処分事件の報告及びその承認を求めることについて (尻内雨水ポンプ場(ポンプ設備)整備工事(そ の2)請負の一部変更契約の締結の処分)	 27
議案第92号	処分事件の報告及びその承認を求めることについて (尻内雨水ポンプ場(沈砂池・除塵設備)整備工 事(その2)請負の一部変更契約の締結の処分)	 29

議案第85号

八戸市中央駐車場・公用車車庫解体工事請負の一部変更契約の締結について 八戸市中央駐車場・公用車車庫解体工事の請負について、別紙のように一部変更契約を締結 する。

平成29年5月11日 提出

八戸市長 小 林 眞

理 由

先に請負契約を締結した八戸市中央駐車場・公用車車庫解体工事について、設計変更により契約額を変更するためのものである。

契約額「263,431,440円」を「277,836,480円」に変更する。

議案第86号

土地の買入れについて 別紙のとおり土地を買い入れる。

平成29年5月11日 提出

八戸市長 小 林 眞

理 由

(仮称)八戸市総合保健センター用地を買い入れるためのものである。

- 1 所 在 八戸都市計画事業田向土地区画整理事業保留地51ブロック1-1ロット (八戸市大字田向字冷水、字毘沙門平及び字松ケ崎地内)
- 2 面 積 31,841.12平方メートル
- 3 買入金額 1,092,150,416円

議案第87号

処分事件の報告及びその承認を求めることについて 地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり処分したから報告し、承認を求める。

平成29年5月11日 提出

八戸市長 小 林 眞

理 由

市債の決定、市債管理基金等の積立て、市税、地方交付税、除雪経費等の増額及び地方消費税交付金等の減額のため、平成28年度八戸市一般会計補正予算を定めることを処分したものについて、その承認を求めるものである。

処分第36号

平成28年度八戸市一般会計補正予算を定めることの処分について

平成28年度八戸市一般会計補正予算を次のとおり定めることを地方自治法第179条第1項の規定により処分する。

平成29年3月31日

八戸市長 小 林 眞

平成28年度八戸市一般会計補正予算 別冊

議案第88号

処分事件の報告及びその承認を求めることについて 地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり処分したから報告し、承認を求める。

平成29年5月11日 提出

八戸市長 小 林 眞

理由

地方税法の一部改正に伴い、肉用牛の売却による農業所得等に係る個人市民税の課税の特例の適用期限の延長、家庭的保育事業の用に供する家屋等に係る固定資産税の課税標準の特例に関する規定の整備、環境への負荷の少ない自動車を対象とした軽自動車税の特例措置の見直しその他所要の改正をすることを処分したものについて、その承認を求めるためのものである。

処分第35号

八戸市市税条例の一部を改正する条例の制定の処分について

八戸市市税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することを地方自治法第179条第 1項の規定により処分する。

平成29年3月31日

八戸市長 小 林 眞

八戸市市税条例の一部を改正する条例

八戸市市税条例(昭和25年八戸市条例第25号)の一部を次のように改正する。

第20条第4項中「第24条第1項の規定による申告書(その提出期限後において」を「特定配当等申告書(」に、「もの及びその時までに提出された第24条の2第1項の確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「特定配当等申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

- (1) 第24条第1項の規定による申告書
- (2) 第24条の2第1項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)

第20条第6項中「第24条第1項の規定による申告書(その提出期限後において」を「特定株式等譲渡所得金額申告書(」に、「もの及びその時までに提出された第24条の2第1項の確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「特定株式等譲渡所得金額申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

- (1) 第24条第1項の規定による申告書
- (2) 第24条の2第1項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)

第21条の8第1項中「第20条第4項の申告書」を「第20条第4項に規定する特定配当等申告書」に、「同条第6項の申告書」を「同条第6項に規定する特定株式等譲渡所得金額申告書」に、「法第2章第1節第6款」を「同節第6款」に改める。

第28条第1項中「によって」を「により」に改め、同条第2項中「においては」を「には」に改め、同条第3項中「においては」を「には」に改め、「とする」の次に「。第5項第1号において同じ」を加え、「によって」を「により」に改め、同条第5項中「については」の次に「、前項の規定にかかわらず」を加え、同条第6項中「によって」を「により」に、「第75条の2第7項」を「第75条の2第9項」に改め、同条第7項中「によって」を「により」により」に改める。

第29条第1項中「においては」を「には」に、「によって」を「により」に改め、同条第2項中「とする」の次に「。第4項第1号において同じ」を加え、同条第4項中「法第321条の8第22項に規定する申告書(以下この項において「修正申告書」という。)の提出」を「納付すべき税額を増加させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。)」に、「(当該修正申告書」を「(当該増額更正」に、「同条第1項」を「法第321条の8第1項」に、「修正申告書が提出された」を「増額更正があった」に、「修正申告書の提出」を「増額更正」に改め、「については」の次に「、前項の規定にかかわらず」を加え、「が提出した修正申告書に係る」を「についてされた当該増額更正により納付すべき」に、「第48条の15の5第3項」を「第48条の15の5第4項」に改め、同項第2号中「修正申告書に係る更正」を「増額更正」に、「まで」を「(法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたことによる更正に係るものにあっては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日)まで」に改める。

第35条第8項中「、第349条の4又は第349条の5」を「又は第349条の3の4から第349条の5まで」に、「前7項」を「前各項」に改める。

第35条の2の次に次の1条を加える。

(法第349条の3第28項等の条例で定める割合)

第35条の2の2 法第349条の3第28項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1と する。

- 2 法第349条の3第29項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 3 法第349条の3第30項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

第35条の4の見出し及び同条第1項中「第15条の3第2項」を「第15条の3第3項並びに 第15条の3の2第4項及び第5項」に改め、同項第3号中「の区分所有者全員の共有に属す る共用部分」を削る。

第35条の5の見出し中「あん分」を「按分」に改め、同条第1項中「あん分の」を「按分の」に改め、同項第5号中「あん分する」を「按分する」に改め、同条第2項中「あん分の」を「按分の」に改め、「指示等(」及び「被災年(」の次に「以下この項及び」を加え、「以後3年」を「から起算して3年」に改め、「各年度」の次に「とし、法第349条の3の3第1項に規定する被災市街地復興推進地域(第43条の2において「被災市街地復興推進地域」という。)が定められた場合(避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときを除く。同条において同じ。)には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする。」を加え、同項第6号中「あん分する」を「按分する」に改め、同条第3項中「あん

分」を「按分」に改める。

第43条の2第1項中「以後3年」を「から起算して3年」に改め、「各年度」の次に「とし、被災市街地復興推進地域が定められた場合には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする。」を加え、同条第2項中「以後3年」を「から起算して3年」に改め、「各年度分」の次に「とし、被災市街地復興推進地域が定められた場合には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度分とする。」を加える。

附則第6条第1項中「平成30年度」を「平成33年度」に改める。

附則第8条を次のように改める。

(読替規定)

第8条 法附則第15条から第15条の3の2までの規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第34条の3第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は法附則第15条から第15条の3の2まで」とする。

附則第8条の2第5項中「附則第15条第33項第1号イ」を「附則第15条第32項第1号イ」に改め、同条第6項中「附則第15条第33項第1号ロ」を「附則第15条第32項第1号ロ」に改め、同条第7項中「附則第15条第33項第2号イ」を「附則第15条第32項第2号イ」に改め、同条第8項中「附則第15条第33項第2号ロ」を「附則第15条第32項第2号ロ」に改め、同条第9項中「附則第15条第33項第2号ハ」を「附則第15条第32項第2号ハ」に改め、同条第10項中「附則第15条第40項」を「附則第15条第39項」に、「4分の3」を「5分の4」に改め、同条中第11項を第13項とし、第10項の次に次の2項を加える。

- 11 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 12 法附則第15条第45項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

附則第8条の3第2項中「附則第7条第2項」を「附則第7条第3項」に改め、同条第4項中「附則第12条第21項第2号」を「附則第12条第21項第1号ロ」に改め、同条第5項第2号中「附則第12条第22項の規定により読み替えて適用される」を「附則第12条第24項において準用する」に改め、同条第6項中「附則第12条第24項」を「附則第12条第26項」に改め、同条第7項中「附則第7条第8項各号」を「附則第7条第9項各号」に改め、同項第4号中「附則第12条第28項」を「附則第12条第30項」に改め、同項第6号中「附則第12条第29項」を「附則第12条第31項」に改め、同条第8項中「附則第7条第9項各号」を「附則第7条第10項各号」に改め、同項第5号中「附則第12条第36項」を「附則第12条第38項」に改め、同条第8項中「附則第7条第10項各号」に改め、同項第5号中「附則第12条第36項」を「附則第12条第38項」に改め、同条

第12条第26項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第8項の次に次の2項を加える。

- 9 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の 適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書 類を添付して市長に提出しなければならない。
 - (1) 納税義務者の住所又は所在地、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所又は所在地及び氏名又は名称)
 - (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
 - (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
 - (4) 耐震改修が完了した年月日
 - (5) 耐震改修に要した費用
 - (6) 耐震改修が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に 提出することができなかった理由
- 10 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。
 - (1) 納税義務者の住所又は所在地、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所又は所在地及び氏名又は名称)
 - (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、床面積及び人の居住の用に供する部分の床面積
 - (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
 - (4) 熱損失防止改修工事が完了した年月日
 - (5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第38項に規定する補助金等
 - (6) 熱損失防止改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、 3月以内に提出することができなかった理由

附則第14条第3項中「次項」を「以下この条(第5項を除く。)」に改め、同条に次の3項を加える。

5 法附則第30条第6項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第65条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成

- 31年度分の軽自動車税に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
- 6 法附則第30条第7項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第65条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
- 7 法附則第30条第8項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第65条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第14条の2を次のように改める。

(軽自動車税の賦課徴収の特例)

- 第14条の2 市長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が前条第2項から第7項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。
- 2 市長は、納付すべき軽自動車税の額について不足額があることを第66条第2項の納期限 (納期限の延長があったときは、その延長された納期限)後において知った場合において、 当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段 (当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正 の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当 該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又は その一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者とみ なして、軽自動車税に関する規定(第68条及び第69条の規定を除く。)を適用する。
- 3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。
- 4 第2項の規定の適用がある場合における第13条の規定の適用については、同条中「納期

限(」とあるのは、「納期限(附則第14条の2第2項の規定の適用がないものとした場合の当該三輪以上の軽自動車の所有者についての軽自動車税の納期限とし、当該」とする。

附則第14条の3第2項中「申告書」を「特定配当等申告書」に改め、「提出した場合」の次に「(次に掲げる場合を除く。)」を加え、「第20条第1項」を「同条第1項」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 第20条第4項ただし書の規定の適用がある場合
- (2) 第20条第4項第1号に掲げる申告書及び同項第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、前項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるとき。

附則第15条の2第1項中「平成29年度」を「平成32年度」に、「附則第34条の2第4項」を「附則第34条の2第1項」に、「除く。以下この条」を「除く。次項」に、「同項の」を「前条第1項の」に、「応じ」を「応じ、」に改め、同条第2項中「平成29年度」を「平成32年度」に改め、「各年度分の」の次に「個人の」を加え、「附則第34条の2第9項」を「附則第34条の2第10項」に、「場合においては」を「ときは」に改める。

附則第18条の2第4項中「第24条第1項の規定による申告書(その提出期限までに提出されたもの及びその提出期限後において」を「特例適用配当等申告書(」に、「ものに限り、その時までに提出された第24条の2第1項に規定する確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「特例適用配当等申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

- (1) 第24条第1項の規定による申告書
- (2) 第24条の2第1項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)

附則第18条の3第4項中「第24条第1項の規定による申告書(その提出期限後において」を「条約適用配当等申告書(」に、「もの及びその時までに提出された第24条の2第1項の確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「条約適用配当等申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

- (1) 第24条第1項の規定による申告書
- (2) 第24条の2第1項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)

附則第18条の3第6項中「第24条第1項の規定による申告書(その提出期限後において市 民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第24条 の2第1項の確定申告書を含む。)」を「同条第4項に規定する条約適用配当等申告書」に、 「これらの申告書」を「条約適用配当等申告書」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、附則第8条の2中第11項を 第13項とし、第10項の次に2項を加える改正規定(同条第12項に係る部分に限る。)は、 都市緑地法等の一部を改正する法律(平成29年法律第 号)の施行の日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

- 第2条 別段の定めがあるものを除き、改正後の八戸市市税条例(以下「新条例」という。) の規定中個人の市民税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の個人の市民税について 適用し、平成28年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 2 新条例第28条第3項及び第5項並びに第29条第2項及び第4項の規定は、平成29年1月 1日以後に新条例第28条第3項又は第29条第2項に規定する納期限が到来する法人の市民 税に係る延滞金について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

- 第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成29 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成28年度分までの固定資産税について は、なお従前の例による。
- 2 新条例第34条の3第8項及び附則第8条(地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律(平成29年法律第2号。第4項及び次条第2項において「改正法」という。)による改正後の地方税法(昭和25年法律第226号。以下この項において「新法」という。)第349条の3の4に係る部分に限る。)の規定は、平成28年4月1日以後に発生した新法第349条の3の3第1項に規定する震災等(第4項において「震災等」という。)に係る新法第349条の3の4に規定する償却資産に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 3 新条例第35条の規定は、平成30年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成29

年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 4 新条例第35条の5第2項及び第43条の2の規定は、平成28年4月1日以後に発生した震災等により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用し、同日前に発生した改正法による改正前の地方税法(以下この条において「旧法」という。)第349条の3の3第1項に規定する震災等により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 5 平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第40項に規定する機器に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

- 第4条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、平成29 年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成28年度分までの軽自動車税について は、なお従前の例による。
- 2 市長は、納付すべき軽自動車税(平成28年度以前の年度分のものに限る。)の額について不足額があることを八戸市市税条例第66条第2項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限)後において知った場合において、当該事実が生じた原因が当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者以外の者(以下この条において「第三者」という。)にあるときは、地方税法第13条第1項の規定による告知をする前に、当該第三者(当該第三者と改正法附則第18条第2項に規定する特別の関係のある者を含む。以下この条において同じ。)に対し、当該不足額に係る軽自動車税の納付を申し出る機会を与えることができるものとし、当該申出の機会を与えられた第三者が当該申出をしたときは、当該第三者を賦課期日現在における当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定(同条例第68条及び第69条の規定を除く。)を適用する。
- 3 前項の規定による申出をした第三者は、当該申出を撤回することができない。 (八戸市市税条例の一部を改正する条例の一部改正)
- 第5条 八戸市市税条例の一部を改正する条例(平成29年八戸市条例第8号)の一部を次のように改正する。

第2条中八戸市市税条例附則第14条第2項から第4項までを削る改正規定の次に次のように加える。

附則第14条の2を次のように改める。

第14条の2 削除

附則第1条第2号中「及び附則第4条から第6条まで」を「並びに附則第4条、第6条及

び第7条」に改める。

附則第6条を附則第7条とし、附則第5条の見出しを削り、同条中「(平成26年八戸市 条例第28号)」を削り、同条を附則第6条とする。

附則第4条の次に次の見出し及び1条を加える。

(八戸市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第5条 八戸市市税条例等の一部を改正する条例(平成26年八戸市条例第28号)の一部を 次のように改正する。

附則第5条の表新条例附則第14条第1項の表第65条第2号アの項の左欄及び中欄中 「第65条第2号ア」を「第2号ア」に改める。

議案第89号

処分事件の報告及びその承認を求めることについて 地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり処分したから報告し、承認を求める。

平成29年5月11日 提出

八戸市長 小 林 眞

理 由

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、非常勤消防団員等に係る公務災害補償の補償基礎額の扶養加算額の改定をし、その他所要の改正をすることを処分したものについて、その承認を求めるためのものである。

処分第37号

八戸市非常勤消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定の処分について 八戸市非常勤消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することを地方自治法第179条第1項の規定により処分する。

平成29年3月31日

八戸市長 小 林 眞

八戸市非常勤消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

八戸市非常勤消防団員等公務災害補償条例(昭和31年八戸市条例第54号)の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項第 1 号中「にあっては」を「には」に、「によって」を「により」に改め、同項第 2 号中「にあっては」を「には」に改め、同条第 3 項中「によって」を「により」に、「433円」を「333円」に、「から第 5 号」を「に該当する扶養親族については 1 人につき 267円(非常勤消防団員等に第 1 号に該当する者がない場合には、そのうち 1 人については 333円)を、第 3 号から第 6 号」に、「掲げる者」を「該当する者及び第 2 号に該当する扶養親族」に、「にあっては」を「には」に、「367円」を「300円」に改め、同項第 2 号中「及び孫」を削り、同項中第 5 号を第 6 号とし、第 4 号を第 5 号とし、第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫第5条第4項中「以下」の次に「この項において」を加える。

附則

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 改正後の八戸市非常勤消防団員等公務災害補償条例第5条第3項の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき理由が生じた八戸市非常勤消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する公務災害補償(以下「公務災害補償」という。)及び同日前に支給すべき理由が生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金(以下「傷病補償年金等」という。)について適用し、同日前に支給すべき理由が生じた公務災害補償(傷病補償年金等を除く。)及び同日前に支給すべき理由が生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

議案第90号

処分事件の報告及びその承認を求めることについて 地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり処分したから報告し、承認を求める。

平成29年5月11日 提出

八戸市長 小 林 眞

理 由

先に請負契約を締結した中部第10幹線下水道整備工事(五工区)について、設計変更により期間を変更することを処分したものについて、その承認を求めるためのものである。

処分第21号

中部第10幹線下水道整備工事(五工区)請負の一部変更契約の締結の処分について 中部第10幹線下水道整備工事(五工区)の請負について、次のように一部変更契約を締結 することを地方自治法第179条第1項の規定により処分する。

平成29年3月27日

八戸市長 小 林 眞

期間「契約締結の翌日から平成29年3月31日まで」を「契約締結の翌日から平成29年12月 31日まで」に変更する。

議案第91号

処分事件の報告及びその承認を求めることについて 地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり処分したから報告し、承認を求める。

平成29年5月11日 提出

八戸市長 小 林 眞

理 由

先に請負契約を締結した尻内雨水ポンプ場(ポンプ設備)整備工事(その2)について、 設計変更により期間を変更することを処分したものについて、その承認を求めるためのもの である。

処分第20号

尻内雨水ポンプ場(ポンプ設備)整備工事(その2)請負の一部変更契約の締結の処分 について

尻内雨水ポンプ場(ポンプ設備)整備工事(その2)の請負について、次のように一部変更 契約を締結することを地方自治法第179条第1項の規定により処分する。

平成29年3月27日

八戸市長 小 林 眞

期間「契約締結の翌日から平成29年3月31日まで」を「契約締結の翌日から平成30年3月 15日まで」に変更する。

議案第92号

処分事件の報告及びその承認を求めることについて 地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり処分したから報告し、承認を求める。

平成29年5月11日 提出

八戸市長 小 林 眞

理 由

先に請負契約を締結した尻内雨水ポンプ場(沈砂池・除塵設備)整備工事(その2)について、設計変更により期間を変更することを処分したものについて、その承認を求めるためのものである。

処分第19号

尻内雨水ポンプ場(沈砂池・除塵設備)整備工事(その2)請負の一部変更契約の締結の処分について

尻内雨水ポンプ場(沈砂池・除塵設備)整備工事(その2)の請負について、次のように一部変更契約を締結することを地方自治法第179条第1項の規定により処分する。

平成29年3月27日

八戸市長 小 林 眞

期間「契約締結の翌日から平成29年3月31日まで」を「契約締結の翌日から平成30年3月 15日まで」に変更する。